

被相続人居住用家屋等確認申請に係る必要書類及び作成上の注意

【申請書の作成について】

- 申請をすることができるのは、本特例制度を受けようとする相続人本人のみですので、「申請者」欄は、本特例制度を受けようとする相続人本人の氏名等を記入してください。
- 申請書等の内容確認のため、市役所から連絡をする場合がありますので、自宅の電話番号のほか、日中に連絡可能な連絡先（携帯電話番号や勤務先等）がありましたら、併せて記入してください（代理人による申請の場合を除く。）。
- 相続人が複数（共有名義）の場合は、相続人ごとに申請書を作成する必要があります。
- 申請書は、代理人が作成し、提出することも可能です。この場合、委任状（形式は問いません。）の提出をお願いします（複数の相続人のうち代表者1名が作成し、又は提出する場合も同様です）。

【添付書類について】

- 添付書類はコピーしたものでも構いませんが、「被相続人の住民票の除票の写し」「相続人の住民票の写し」「登記事項証明書及び閉鎖事項証明書」については、原則原本を添付してください。
- 提出された添付書類は返却しません。申請者控えとして必要な場合は、あらかじめコピーしておいてください。
- 複数の相続人が同時にまとめて申請する場合でも、それぞれの申請書に添付書類を一式添付してください。

【申請書の提出について】

- 桶川市が確認書を交付できるのは、相続した被相続人居住用家屋等が桶川市内に所在するもののみです。相続人（申請者）が桶川市内に居住していても、被相続人居住用家屋等が市外にある場合は、対象家屋等が所在する市区町村に申請してください。
- 提出先は、桶川市安心安全課です。窓口への直接持参又は郵送により提出してください。直接持参の場合、本人確認ができる身分証明書を提示してください（代理人の方は、委任状の提出のほか代理人の方の身分証明書を提示してください。）。
- 提出部数は、申請書（確認表を含む。）は正副2部、添付書類は1部になります。
- 申請書類を郵送する場合は、返信用封筒を同封してください。なお、返送する書類は「申請書兼確認書」及び「被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表」（両面印刷されていればA4判2枚、片面印刷の場合はA4判3枚）です。
- 申請書の提出から確認書の交付まで、通常1週間から10日程度かかります。ただし、申請書の記載漏れや添付書類の不備等があった場合は、書類の修正、追加提出等をお願いすることがありますので、確認書の交付までさらに日数がかかることがあります。税務署への手続期限を考慮し、余裕をもって申請してください

様式1-3 ※譲渡後、その翌年2月15日までの間に、建物の取壊しを行った場合(令和6年1月1日以降の譲渡に限る)

◀添付書類▶

被相続人の住民票の除票の写し(原則コピー不可)

- ① 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後別の老人ホーム等に転居していた場合は、戸籍の附票の写しも必要となります。

相続人の住民票の写し(原則コピー不可)

- ②
- ・譲渡日以降に取得したものを提出して下さい。
 - ・相続人が複数の場合は、全員分の住民票の写しが必要です。
 - ・被相続人の死亡後、もしくは老人ホーム入所後から、2回以上転居している場合は、戸籍の附票の写しも必要となります。

敷地等の売買契約書等のコピー

- ③
- ・譲渡日(引渡し日)を確認するために必要となります。売買契約書に代わるものとして、引渡し日が記載されている書類(譲渡証明書、念書等)でも構いません。
 - ・譲渡の時から譲渡した日の属する年の翌年2月15日までの間に解体工事等を講ずることが特約等に記してあるかを確認します。(ただし、特約がなくても他要件を満たしていれば、確認書の発行は可能です。)

家屋取り壊し後の閉鎖事項証明書及びその敷地の登記事項証明書等(原則コピー不可)

- ④
- ・閉鎖事項証明書は、取壊しをした時期及び対象を確認するために必要となります。閉鎖事項証明書の提出が難しい場合は、解体工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等のコピーを提出して下さい。
 - ・登記事項証明書は、相続人の数を確認するために必要となります。登記事項証明書の提出が難しい場合や、換価分割の場合は、遺産分割協議書のコピーを提出して下さい。

- ⑤ 以下の(1)～(3)のいずれか1つ

(1) **電気、水道又はガスの使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類**

- ・当該空き家の所在地と、使用中止日の記載があるものを提出して下さい。
(例：水道の使用中止証明書、ガスの閉栓証明書、使用中止時の検針票や領収書等)
- ・相続した日から譲渡した日までに、使用中止されている必要があります。
- ・電気、水道又はガスのいずれか1つの書類があれば構いません。

(2) **宅地建物取引業者が、「現況が空き家」であることを表示している広告**

- ・宅地建物取引業者による広告が行われたものに限りします。
- ・広告チラシや、宅地建物取引業者のホームページを印刷したものでも構いません。

(3) **その他、相続した日から譲渡した日まで、事業、貸付又は居住に供されていないことが容易に確認できる書類**

- (例：空き家の管理を委託している場合の管理受託証、空き家バンクに登録していることが確認できる書類等)

- ⑥ 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下の(1)～(3)の全ての書類

(1) **要介護・要支援認定等を受けていたことを証する書類**

- (例：介護保険の被保険者証、障害福祉サービス受給者証、要介護認定等の決定通知書等のコピー)

(2) **施設の入所時における契約書等のコピー**

- (2) 施設の名称、所在地が確認でき、かつ入所していたことが確認できる書類であれば、利用料金の領収書や入所していた施設の記録等のコピーでも構いません。

(次のページに続きます)

(3) 以下の (ア) ~ (ウ) のいずれか1つ

(ア) **電気、水道又はガスの契約名義(支払人)及び使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類**

閉栓日、契約廃止日等が相続開始日以降のものを提出して下さい。

(イ) **当該空き家への外出、外泊等の記録等(老人ホーム等が保有するもの)のコピー**

(ウ) **その他要件を満たしていることを認めることができるような書類**

(例：当該空き家を宛先とする被相続人宛ての郵便物等)